

## 平成30年度第2回高知県児童福祉審議会

- 1 日時 平成31年3月28日(木) 14:00～15:00
- 2 場所 高知会館3階 飛鳥
- 3 参加者 委員 川崎委員長、福島副委員長、隅田委員、須賀委員、大野委員  
福田委員、山崎(正)委員、野村委員、吉田委員、森田委員  
田ノ内委員、谷本委員、野町委員、山崎(雄)委員  
事務局 地域福祉部 西村副部長  
幹事 児童家庭課 田村課長  
中央児童相談所 福留所長  
幡多児童相談所 北村所長  
障害福祉課 西野課長  
幼保支援課 山岡課長  
書記 児童家庭課 上杉課長補佐  
幼保支援課 津野課長補佐
- 4 審議事項  
(1) 「高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について  
同案のとおり承認された。
- 5 報告事項  
(1) 児童福祉に係る平成31年度の重点的な取組について  
(2) 平成30年度高知県児童福祉審議会各部会等の取組報告について

### 【質疑応答要旨】

- 審議事項：「高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について
- 報告事項：児童福祉に係る平成31年度の重点的な取組について

(委員)

資料1「高知家の子どもの貧困対策推進計画(案)」の知事挨拶でPDCAサイクルという言葉があるが、本計画に記載されているのか。それとも、資料2「日本一の健康長寿県構想(第3期 Ver. 4)」の中で回しているのか。

(児童家庭課長)

資料2「日本一の健康長寿県構想(第3期 Ver. 4)」及び資料3「教育等の振興に関する施策の大綱第3次改訂のポイント及び概要」で取組を検証している。

(委員)

資料2「日本一の健康長寿県構想(第3期 Ver. 4)」の表紙に平成28年から

平成31年とあるのは、平成31年度に一旦成果を示すのか。

(児童家庭課長)

高知家の子どもの貧困対策推進計画と日本一の健康長寿県構想については、平成31年度に総括的な検証や見直しを行う。

(委員)

社会的養育推進計画の策定について、児童福祉法の抜本的な改正に伴い、「家庭養育優先原則」を徹底するとあるが、家庭養育に向けて取り組むことは大切であるが、高知県の社会的養育を必要とする子どもの家庭状況をしっかりと見据えて、計画を策定してもらいたい。

また、児童相談所の相談支援体制の強化について、親子関係再構築支援などの家族支援研修の受講やトラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講とあるが、一時保護された子どもが家庭復帰をする場合、一時保護前よりも家庭が変化してもらいたいので、ケースワーカーがこうした研修を受講しスキルを身に付けてしっかりと取り組んでももらいたい。

最後に、弁護士による定期相談の拡充とあるが、他県では弁護士の常勤配置に取り組んでいると思う。高知県では今後どのように考えているのか。

(中央児童相談所長)

弁護士が常勤で配置されているのは福岡市や愛知県など数か所で、全国的には少ない状況である。高知県の場合は、従来非常勤弁護士に相談できる体制があったが、弁護士に相談しやすい体制構築に向けて、今年度より週に2回程度児童相談所に来所いただき、親子関係の問題や親権停止、一時保護解除時の助言などあらゆるケースに対する助言をいただいております。今後も体制強化を続ける。

(地域福祉部副部長)

社会的養育推進計画については、具体的に取り組むことができる計画を策定しなければいけないため、実態調査を実施し、委員の皆様から意見をいただきながら策定していきたいと考えている。

(委員)

障害児を社会全体で見守り育てる地域作り(資料2の39ページ)における【医療機関での発達障害の診療】の項目の中に医療機関以外でアセスメントやカウンセリングを受けられる体制の整備とあるが、このことは非常に重要なことであり、できるだけ早期に様々な専門家の意見を聞きながら、養育者が子育てに関わっていくことが重要だと思う。

「高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について、修正がないようなので事務局案のとおりでよろしいか。

(全委員)

異議なし

- 報告事項：平成30年度高知県児童福祉審議会各部会等の取組報告について  
質疑応答なし